第２９号議案

　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　上記の議案を提出する。

　　令和７年２月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　品川区長　　森　　澤　　恭　　子

　　　品川区手数料条例の一部を改正する条例

　品川区手数料条例（平成１２年品川区条例第５号）の一部を次のように改正する。

　別表⑸の表１の項中「第６条の３第１項ただし書または第１８条第４項ただし書に規定する特定構造計算基準または特定増改築構造計算基準に適合するかどうかの」を「第６条の３第１項ただし書第１号もしくは第２号に規定する確認審査または第１８条第５項ただし書第１号もしくは第２号に規定する」に改め、「以下」の次に「これらを」を加え、「５，６００円」を「６，９００円」に、「９，４００円」を「１３，０００円」に、「１４，５００円」を「２１，０００円」に、「１９，７００円」を「２５，０００円」に改め、同表６の項中「第１８条第１４項」を「第１８条第２０項」に、「１１，０００円」を「１５，０００円」に、「１２，７００円」を「１７，０００円」に、「１６，９００円」を「２５，０００円」に、「２３，０００円」を「３１，０００円」に改め、同表７の項および８の項中「第１８条第１４項」を「第１８条第２０項」に改め、同表９の項中「第１８条第１４項」を「第１８条第２０項」に、「第１８条第１７項」を「第１８条第２８項」に、「９，９００円」を「１２，０００円」に、「１１，８００円」を「１６，０００円」に、「１５，７００円」を「２３，０００円」に、「２１，９００円」を「２９，０００円」に改め、同表１０の項中「第１８条第１４項」を「第１８条第２０項」に改め、同表１１の項、１２の項および１３の項中「第１８条第１７項」を「第１８条第２８項」に改め、同表１４の項中「第１８条第２４項」を「第１８条第３８項」に改め、同表６０の２の２の項金額の欄第１号ア中「一戸建ての住宅」を「一戸建て住宅（人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。）（住戸の数が１である複合建築物（住宅部分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成２８年経済産業省・国土交通省令第１号。以下「省令」という。）第１条第２項に規定する住宅部分をいう。以下同じ。）と非住宅部分（省令第１条第１項第１号に規定する非住宅部分をいう。以下同じ。）とを含む建築物をいう。以下同じ。）の住宅部分を含む。以下この項、次項および６０の３の３の項から６０の６の項までにおいて同じ。）」に、「４，７００円」を「５，８００円」に改め、同号イを次のように改める。

　　イ　一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１１，３００円

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２３，８００円

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　５２，８００円

　　　(エ)　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　９４，７００円

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　１１９，０００円

　別表⑸の表６０の２の２の項金額の欄第１号ウ中「共同住宅等」を「一戸建て住宅以外の建築物」に、「共用部分（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。）」を「非住宅部分」に改め、同号ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「９，３００円」を「１１，３００円」に改め、同号ウ(イ)中「を超え、１，０００平方メートル以内」を「以上１，０００平方メートル未満」に、「１６，０００円」を「１９，５００円」に改め、同号ウ(ウ)中「を超え、２，０００平方メートル以内」を「以上２，０００平方メートル未満」に、「２６，０００円」を「３１，６００円」に改め、同号ウ(エ)中「を超え、５，０００平方メートル以内」を「以上５，０００平方メートル未満」に、「８０，０００円」を「９４，３００円」に改め、同号ウ(オ)中「を超え、１０，０００平方メートル以内」を「以上１０，０００平方メートル未満」に、「１２６，０００円」を「１４９，０００円」に改め、同号ウ(カ)中「を超え、２５，０００平方メートル以内」を削り、「１６０，０００円」を「１８８，０００円」に改め、同号ウ(キ)ならびに同号エおよびオを削り、同欄第２号ア中「一戸建ての住宅」を「一戸建て住宅」に改め、同号ア(ア)および(イ)を次のように改める。

　　　(ア)　誘導仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する誘導基準及び一次エネルギー消費量に関する誘導基準（令和４年国土交通省告示第１１０６号）をいう。以下同じ。）によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２０，７００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２２，２００円

　　　(イ)　仕様・計算併用法（住宅部分の省令第１条第１項第２号イ⑴の外皮平均熱貫流率および冷房期の平均日射熱取得率（以下「外皮性能」という。）を誘導仕様基準により評価し、住宅部分の省令第１条第１項第１号イの一次エネルギー消費量（以下「一次エネルギー消費量」という。）を省令第１０条第２号ロ⑴の基準により評価する方法または住宅部分の外皮性能を省令第１０条第２号イ⑴の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、次項、６０の４の項および６０の５の項において同じ。）によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　３０，１００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　３３，２００円

　別表⑸の表６０の２の２の項金額の欄第２号アに次のように加える。

　　　(ウ)　標準計算法（省令第１０条第２号イ⑴および同号ロ⑴の基準により評価する方法をいう。以下この項、次項、６０の４の項および６０の５の項において同じ。）によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　４０，２００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　４４，９００円

　別表⑸の表６０の２の２の項金額の欄第２号イ中「共同住宅等のうち住戸の部分」を「一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分」に改め、同号イ(ア)および(イ)を次のように改める。

　　　(ア)　誘導仕様基準によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　３８，７００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　６６，９００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１２０，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの　１８３，０００円

　　　(イ)　仕様・計算併用法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５９，８００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１００，０００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１７５，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２５６，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　３０４，０００円

　別表⑸の表６０の２の２の項金額の欄第２号イに次のように加える。

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８１，０００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１３５，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　２２９，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　３２９，０００円

ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　３９０，０００円

　別表⑸の表６０の２の２の項金額の欄第２号ウ中「共同住宅等」を「一戸建て住宅以外の建築物」に、「共用部分」を「非住宅部分」に改め、同号ウ(ア)および(イ)を次のように改める。

　　　(ア)　モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物および省令第１０条第１号イ⑴の屋内周囲空間の年間熱負荷（以下「屋内周囲空間の年間熱負荷」という。）の算出に用いるべきものとして国土交通大臣が定める建築物を用いて評価する方法をいう。次項、６０の４の項および６０の５の項において同じ。）によるもの

ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１０２，０００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　１２９，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１７１，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　２７６，０００円

ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　３６１，０００円

ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　４３４，０００円

　　　(イ)　標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量および屋内周囲空間の年間熱負荷を用いて評価する方法をいう。次項、６０の４の項および６０の５の項において同じ。）によるもの

ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２６６，０００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　３３４，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　４３１，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　６１５，０００円

ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　７５８，０００円

ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　８９６，０００円

　別表⑸の表６０の２の２の項金額の欄第２号ウ(ウ)から(キ)までならびに同号エおよびオを削り、同表６０の３の項金額の欄第１号ア中「一戸建ての住宅」を「一戸建て住宅」に、「３，３００円」を「４，１００円」に改め、同号イ中「共同住宅等」を「一戸建て住宅以外の建築物」に、「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、同号イ(ア)から(オ)までを次のように改める。

　　　(ア)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８，０００円

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１６，７００円

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　３７，０００円

　　　(エ)　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　６６，５００円

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　８３，５００円

　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第１号イ(カ)から(ケ)までを削り、同号ウ中「共同住宅等」を「一戸建て住宅以外の建築物」に、「共用部分」を「非住宅部分」に改め、同号ウ(ア)中「以内」を「未満」に、「６，５００円」を「８，０００円」に改め、同号ウ(イ)中「を超え、１，０００平方メートル以内」を「以上１，０００平方メートル未満」に、「１１，０００円」を「１３，８００円」に改め、同号ウ(ウ)中「を超え、２，０００平方メートル以内」を「以上２，０００平方メートル未満」に、「１８，０００円」を「２２，２００円」に改め、同号ウ(エ)中「を超え、５，０００平方メートル以内」を「以上５，０００平方メートル未満」に、「５６，０００円」を「６６，１００円」に改め、同号ウ(オ)中「を超え、１０，０００平方メートル以内」を「以上１０，０００平方メートル未満」に、「８８，０００円」を「１０４，０００円」に改め、同号ウ(カ)中「を超え、２５，０００平方メートル以内」を削り、「１１２，０００円」を「１３２，０００円」に改め、同号ウ(キ)ならびに同号エおよびオを削り、同欄第２号ア中「一戸建ての住宅」を「一戸建て住宅」に改め、同号ア(ア)および(イ)を次のように改める。

　　　(ア)　誘導仕様基準によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　１４，３００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　１５，１００円

　　　(イ)　仕様・計算併用法によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２１，１００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２３，３００円

　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第２号アに次のように加える。

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２８，３００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　３１，５００円

　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第２号イ中「共同住宅等」を「一戸建て住宅以外の建築物」に、「住戸の部分」を「住宅部分」に改め、同号イ(ア)および(イ)を次のように改める。

　　　(ア)　誘導仕様基準によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２６，８００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　４６，５００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　８４，８００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの

１２７，０００円

　　　(イ)　仕様・計算併用法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　４２，０００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　７０，５００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１２２，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　１７９，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　２１３，０００円

　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第２号イに次のように加える。

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５６，８００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　９４，６００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１６１，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２３１，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　２７３，０００円

　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第２号ウを次のように改める。

　　ウ　一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　モデル建物法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　７１，６００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　９１，１００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１１９，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１９３，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２５３，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　３０４，０００円

　　　(イ)　標準入力法等によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１８６，０００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　２３４，０００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　３０１，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　４３０，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　５３１，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　６２７，０００円

　別表⑸の表６０の３の項金額の欄第２号エおよびオを削り、同表６０の３の３の項事務の欄中「第１２条第２項」を「第１１条第２項」に、「第１３条第３項」を「第１２条第３項」に改め、同項金額の欄中「第４条第１項」を「第３条」に、「含む非住宅部分」を「含む建築物の部分」に改め、「、特定建築行為に該当する増築または改築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第３条第１項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし」を削り、同項金額の欄第１号および第２号を次のように改め、同項を同表６０の３の４の項とする。

　⑴　変更計画提出または変更計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１０条第１項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

　　ア　一戸建て住宅のとき。　４，１００円

　　イ　一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

(ア)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８，０００円

(イ)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１６，７００円

(ウ)　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　３７，０００円

(エ)　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　６６，５００円

(オ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　８３，５００円

　　ウ　一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８，０００円

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　１３，８００円

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２２，２００円

　　　(エ)　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　６６，１００円

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　１０４，０００円

　　　(カ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　１３２，０００円

　⑵　第１号の場合以外の場合

　　ア　一戸建て住宅のとき。

　　　(ア)　仕様基準または誘導仕様基準によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　１４，３００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　１５，１００円

　　　(イ)　仕様・計算併用法によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２１，１００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２３，３００円

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２８，３００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　３１，５００円

　　イ　一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　仕様基準または誘導仕様基準によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積（一戸建て住宅以外の住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。以下(ア)において同じ。）の合計が３００平方メートル未満のもの　２６，８００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　４６，５００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　８４，８００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの　１２７，０００円

　　　(イ)　仕様・計算併用法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　４２，０００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　７０，５００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１２２，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　１７９，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　２１３,０００円

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５６，８００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　９４，６００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１６１，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２３１，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　２７３，０００円

　　ウ　一戸建て住宅以外の建築物のうち用途が工場等のみの非住宅部分（複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第４条に規定する用途である場合における当該非住宅部分を含む。）に係る申請のとき。

　　　(ア)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８，０００円

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　１３，８００円

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２２，２００円

　　　(エ)　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　６６，１００円

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　１０４，０００円

　　　(カ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　１３２，０００円

　　エ　一戸建て住宅以外の建築物のうち用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　モデル建物法によるもの

ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　７１，６００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　９１，１００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１１９，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１９３，０００円

ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２５３，０００円

ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　３０４，０００円

　　　(イ)　標準入力法等によるもの

ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１８６，０００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　２３４，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　３０１，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　４３０，０００円

ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　５３１，０００円

ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　６２７，０００円

　別表⑸の表６０の３の２の項事務の欄中「（平成２７年法律第５３号）第１２条第１項」を「第１１条第１項」に、「第１３条第２項」を「第１２条第２項」に改め、同項金額の欄中「（住宅部分（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項に規定する住宅部分をいう。６０の４の項から６０の６の項までにおいて同じ。）と非住宅部分（同条第１項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から６０の７の項までにおいて同じ。）とを含む建築物をいう。次項および６０の７の項において同じ。）」を削り、「共用部分」の次に「（住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他の共用部分をいう。以下同じ。）」を加え、「第４条第１項」を「第３条」に、「含む非住宅部分」を「含む建築物の部分」に、「６０の７の項において同じ。）の用途」を「６０の６の項において同じ。）の用途」に改め、「、特定建築行為（同法第１１条第１項に規定する特定建築行為をいう。次項および６０の７の項において同じ。）に該当する増築または改築（同法附則第３条第１項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額とし」を削り、「第３４条第３項」を「第２９条第３項」に改め、同欄第１号および第２号を次のように改め、同項を同表６０の３の３の項とする。

　⑴　計画提出または計画通知に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１０条第１項に掲げる基準に適合していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

　　ア　一戸建て住宅のとき。　５，８００円

　　イ　一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１１，３００円

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２３，８００円

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　５２，８００円

　　　(エ)　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　９４，７００円

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　１１９，０００円

　　ウ　一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１１，３００円

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　１９，５００円

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　３１，６００円

　　　(エ)　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　９４，３００円

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　１４９，０００円

　　　(カ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　１８８，０００円

　⑵　第１号の場合以外の場合

　　ア　一戸建て住宅のとき。

　　　(ア)　仕様基準または誘導仕様基準によるもの

ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２０，７００円

ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２２，２００円

　　　(イ)　仕様・計算併用法（住宅部分の外皮性能を仕様基準もしくは誘導仕様基準により評価し、住宅部分の一次エネルギー消費量を省令第１条第１項第２号ロ⑴もしくは第１０条第２号ロ⑴の基準により評価する方法または住宅部分の外皮性能を省令第１条第１項第２号イ⑴もしくは第１０条第２号イ⑴の基準により評価し、一次エネルギー消費量に係る基準への適合を仕様基準もしくは誘導仕様基準により評価する方法をいう。以下この項、次項および６０の６の項において同じ。）によるもの

ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　３０，１００円

ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　３３，２００円

　　　(ウ)　標準計算法（省令第１条第１項第２号イ⑴および同号ロ⑴により評価する方法または第１０条第２号イ⑴および同号ロ⑴の基準により評価する方法をいう。以下この項、次項および６０の６の項において同じ。）によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　４０，２００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　４４，９００円

　　イ　一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　仕様基準または誘導仕様基準によるもの

ａ　当該部分の床面積（一戸建て住宅以外の住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。以下(ア)において同じ。）の合計が３００平方メートル未満のもの　３８，７００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　６６，９００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１２０，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの

１８３，０００円

　　　(イ)　仕様・計算併用法によるもの

ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５９，８００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１００，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１７５，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２５６，０００円

ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　３０４，０００円

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８１，０００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１３５，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　２２９，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　３２９，０００円

ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　３９０，０００円

　　ウ　一戸建て住宅以外の建築物のうち用途が工場等のみの非住宅部分（複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第４条に規定する用途である場合における当該非住宅部分を含む。）に係る申請のとき。

　　　(ア)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１１，３００円

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　１９，５００円

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　３１，６００円

　　　(エ)　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　９４，３００円

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　１４９，０００円

　　　(カ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　１８８，０００円

　　エ　一戸建て住宅以外の建築物のうち用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　モデル建物法（一次エネルギー消費量の算出に用いるべき標準的な建築物を用いて評価する方法をいう。次項および６０の６の項において同じ。）によるもの

ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１０２，０００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　１２９，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１７１，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　２７６，０００円

ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　３６１，０００円

ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　４３４，０００円

　　　(イ)　標準入力法等（実際の設計仕様の条件を基に算定した一次エネルギー消費量を用いて評価する方法をいう。次項および６０の６の項において同じ。）によるもの（省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合を含む。次項および６０の６の項において同じ。）

ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２６６，０００円

ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　３３４，０００円

ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　４３１，０００円

ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　６１５，０００円

ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　７５８，０００円

ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　８９６，０００円

　別表⑸の表６０の３の項の次に次の１項を加える。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ６０の３の２　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成２７年法律第５３号）第１１条第１項ただし書または第１２条第２項ただし書の規定の適用を受ける場合における仕様基準（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成２８年国土交通省告示第２６６号）をいう。以下同じ。）または誘導仕様基準の審査（建築基準法第６条第４項 | 仕様基準または誘導仕様基準審査手数料 | 次に掲げる区分に応じて、次に掲げる額とする。⑴　一戸建て住宅のとき。　ア　当該住宅の床面積の合計が３０平方メートル以内のもの　２，５００円　イ　当該住宅の床面積の合計が３０平方メートルを超え、１００平方メートル以内のもの | 確認申請または計画通知のとき。 |
| の規定に基づく建築物に関する確認の申請または同法第１８条第３項の規定に基づく建築物に関する計画の通知に対する審査と併せて行うものであり、当該建築物に係る特定建築行為（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第１１条第１項に規定する特定建築行為をいう。）が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成２８年国土交通省令第５号）第２条第１項第１号に該当する場合に限る。） |  | ４，７００円ウ　当該住宅の床面積の合計が１００平方メートルを超え、２００平方メートル以内のもの　７，８００円エ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートルを超えるもの９，４００円⑵　一戸建て住宅以外の住宅のとき。　ア　当該住宅の床面積の合計が３０平方メートル以内のもの　４，３００円　イ　当該住宅の床面積の合計が３０平方メートルを超え、１００平方メートル以内のもの　８，２００円　ウ　当該住宅の床面積の合計が１００平方メートルを超え、２００平方メートル以内のもの　１３，３００円　エ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートルを超え、５００平方メートル以内のもの　１５，９００円　オ　当該住宅の床面積の合計が５００平方メートルを超え、１，０００平方メートル以内のもの　２２，３００　円　カ　当該住宅の床面積の合計が１，０００平方メートルを超え、２，０００平方メートル以内のもの　３１，３００円 |  |
|  |  | 　キ　当該住宅の床面積の合計が２，０００平方メートル |  |
|  |  | を超え、５，０００平方メートル以内のもの　５０，１００円　ク　当該住宅の床面積の合計が５，０００平方メートルを超えるもの |  |
|  |  | 　　　６８，９００円 |  |

　別表⑸の表６０の４の項事務の欄中「第３５条第１項」を「第３０条第１項」に改め、同項金額の欄中「額（共同住宅」を「額（一戸建て住宅以外の住宅」に、「第３４条第３項」を「第２９条第３項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同欄第１号中「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同号ア中「５，１００円」を「５，８００円」に改め、同号イ(ア)中「９，７００円」を「１１，３００円」に改め、同号イ(イ)中「２１，０００円」を「２３，８００円」に改め、同号イ(ウ)中「４６，０００円」を「５２，８００円」に改め、同号イ(エ)中「以上」の次に「１０，０００平方メートル未満」を加え、「８１，０００円」を「９４，７００円」に改め、同号イに次のように加える。

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの　１１９，０００円

　　　(カ)　当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの　１４８，０００円

　別表⑸の表６０の４の項金額の欄第１号ウ(ア)中「９，７００円」を「１１，３００円」に改め、同号ウ(イ)中「１６，７００円」を「１９，５００円」に改め、同号ウ(ウ)中「２７，１００円」を「３１，６００円」に改め、同号ウ(エ)中「８０，４００円」を「９４，３００円」に改め、同号ウ(オ)中「１２８，０００円」を「１４９，０００円」に改め、同号ウ(カ)中「１６１，０００円」を「１８８，０００円」に改め、同号ウ(キ)中「２０１，０００円」を「２３５，０００円」に改め、同欄第２号中「第１号以外」を「第１号の場合以外」に改め、同号ア(ア)ａ中「２０，０００円」を「２０，７００円」に改め、同号ア(ア)ｂ中「２２，０００円」を「２２，２００円」に改め、同号ア(イ)中「誘導仕様基準以外」を「仕様・計算併用法」に改め、同号ア(イ)ａ中「３４，４００円」を「３０，１００円」に改め、同号ア(イ)ｂ中「３８，４００円」を「３３，２００円」に改め、同号アに次のように加える。

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　４０，２００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　４４，９００円

　別表⑸の表６０の４の項金額の欄第２号イ(ア)ａ中「共同住宅」を「一戸建て住宅以外の住宅」に、「３８，０００円」を「３８，７００円」に改め、同号イ(ア)ｂ中「６６，０００円」を「６６，９００円」に改め、同号イ(ア)ｃ中「１１８，０００円」を「１２０，０００円」に改め、同号イ(ア)ｄ中「１７９，０００円」を「１８３，０００円」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

　　　(イ)　仕様・計算併用法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５９，８００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１００，０００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１７５，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２５６，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの　３０４，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの　３５４，０００円

　別表⑸の表６０の４の項金額の欄第２号イに次のように加える。

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８１，０００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１３５，０００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　２２９，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　３２９，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの　３９０，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの　４４９，０００円

　別表⑸の表６０の４の項金額の欄第２号ウを次のように改める。

　　ウ　一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　モデル建物法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１０２，０００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　１２９，０００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１７１，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　２７６，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　３６１，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの　４３４，０００円

　　　　ｇ　当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの

　５０９，０００円

　　　(イ)　標準入力法等によるもの（省令第１条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が備えるべきエネルギー消費性能を有することが確かめられ、かつ、省令第１０条第１項第１号ただし書に規定する国土交通大臣がエネルギー消費性能を適切に評価できる方法と認める方法によって非住宅部分が建築物のエネルギー消費性能の向上の一層の促進のために誘導すべきエネルギー消費性能を有することが確かめられた場合を含む。次項において同じ。）

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　２６６，０００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　３３４，０００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　４３１，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　６１５，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　７５８，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの　８９６，０００円

　　　　ｇ　当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの

　１，０２０，０００円

　別表⑸の表６０の４の項金額の欄第２号エを削り、同表６０の５の項事務の欄中「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に改め、同項金額の欄中「額（共同住宅」を「額（一戸建て住宅以外の住宅」に、「第３６条第１項」を「第３１条第１項」に改め、「（平成２８年国土交通省令第５号）」を削り、「同法第３６条第２項」を「同法第３１条第２項」に、「第３５条第２項」を「第３０条第２項」に改め、同欄第１号中「第３６条第２項」を「第３１条第２項」に、「第３５条第１項各号」を「第３０条第１項各号」に改め、同号ア中「３，７００円」を「４，１００円」に改め、同号イ(ア)中「６，９００円」を「８，０００円」に改め、同号イ(イ)中「１５，０００円」を「１６，７００円」に改め、同号イ(ウ)中「３２，０００円」を「３７，０００円」に改め、同号イ(エ)中「以上」の次に「１０，０００平方メートル未満」を加え、「５７，０００円」を「６６，５００円」に改め、同号イに次のように加える。

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの　８３，５００円

　　　(カ)　当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの　１０３，０００円

　別表⑸の表６０の５の項金額の欄第１号ウ(ア)中「６，９００円」を「８，０００円」に改め、同号ウ(イ)中「１１，８００円」を「１３，８００円」に改め、同号ウ(ウ)中「１９，１００円」を「２２，２００円」に改め、同号ウ(エ)中「５６，４００円」を「６６，１００円」に改め、同号ウ(オ)中「９０，０００円」を「１０４，０００円」に改め、同号ウ(カ)中「１１３，０００円」を「１３２，０００円」に改め、同号ウ(キ)中「１４１，０００円」を「１６５，０００円」に改め、同欄第２号中「第１号」の次に「の場合」を加え、同号ア(ア)ａ中「１４，０００円」を「１４，３００円」に改め、同号ア(ア)ｂ中「１５，０００円」を「１５，１００円」に改め、同号ア(イ)中「誘導仕様基準以外」を「仕様・計算併用法」に改め、同号ア(イ)ａ中「２４，２００円」を「２１，１００円」に改め、同号ア(イ)ｂ中「２７，０００円」を「２３，３００円」に改め、同号アに次のように加える。

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２８，３００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　３１，５００円

　別表⑸の表６０の５の項金額の欄第２号イ(ア)ａ中「共同住宅」を「一戸建て住宅以外の住宅」に、「２６，０００円」を「２６，８００円」に改め、同号イ(ア)ｂ中「４６，０００円」を「４６，５００円」に改め、同号イ(ア)ｃ中「８３，０００円」を「８４，８００円」に改め、同号イ(ア)ｄ中「１２５，０００円」を「１２７，０００円」に改め、同号イ(イ)を次のように改める。

　　　(イ)　仕様・計算併用法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　４２，０００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　７０，５００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１２２，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　１７９，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの　２１３，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの　２４８，０００円

　別表⑸の表６０の５の項金額の欄第２号イに次のように加える。

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５６，８００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　９４，６００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１６１，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２３１，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの　２７３，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの　３１４，０００円

　別表⑸の表６０の５の項金額の欄第２号ウを次のように改める。

　　ウ　一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　モデル建物法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　７１，６００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　９１，１００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１１９，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１９３，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２５３，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの　３０４，０００円

　　　　ｇ　当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの

　３５７，０００円

　　　(イ)　標準入力法等によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１８６，０００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　２３４，０００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　３０１，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　４３０，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　５３１，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートル以上２５，０００平方メートル未満のもの　６２７，０００円

　　　　ｇ　当該部分の床面積の合計が２５，０００平方メートル以上のもの

　７１５，０００円

　別表⑸の表６０の５の項金額の欄第２号エおよび同表６０の６の項を削り、同表６０の７の項事務の欄中「第１１条」を「第１３条」に改め、同項金額の欄中「第４条第１項」を「第３条」に、「含む非住宅部分」を「含む建築物の部分」に改め、「とし、特定建築行為に該当する増築または改築（建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律附則第３条第１項の規定が適用される特定増改築を除く。）を行う場合の手数料の額は、当該増築または改築に係る部分の床面積の合計に応じて算出した額」を削り、同欄第１号および第２号を次のように改め、同項を同表６０の６の項とする。

　⑴　軽微な変更に該当していることの証明の申請に併せて建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則第５条に掲げる軽微な変更に該当していることを示す書類として区長が定めるものが提出された場合

　　ア　一戸建て住宅のとき。　４，１００円

　　イ　一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８，０００円

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１６，７００円

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　３７，０００円

　　　(エ)　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　６６，５００円

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　８３，５００円

　　ウ　一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８，０００円

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　１３，８００円

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２２，２００円

　　　(エ)　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　６６，１００円

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　１０４，０００円

　　　(カ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　１３２，０００円

　⑵　第１号の場合以外の場合

　　ア　一戸建て住宅のとき。

　　　(ア)　仕様基準または誘導仕様基準によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　１４，３００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　１５，１００円

　　　(イ)　仕様・計算併用法によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２１，１００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　２３，３００円

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

　　　　ａ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル未満のもの　２８，３００円

　　　　ｂ　当該住宅の床面積の合計が２００平方メートル以上のもの　３１，５００円

　　イ　一戸建て住宅以外の建築物のうち住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　仕様基準または誘導仕様基準によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積（一戸建て住宅以外の住宅の申請を行うときは、当該申請に係る床面積から共用部分の床面積を除いた床面積をいう。以下(ア)において同じ。）の合計が３００平方メートル未満のもの　２６，８００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　４６，５００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　８４，８００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上のもの

１２７，０００円

　　　(イ)　仕様・計算併用法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　４２，０００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　７０，５００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１２２，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　１７９，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　２１３，０００円

　　　(ウ)　標準計算法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　５６，８００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　９４，６００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１６１，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２３１，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　２７３，０００円

　　ウ　一戸建て住宅以外の建築物のうち用途が工場等のみの非住宅部分（複合建築物の非住宅部分の用途が建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行令第４条に規定する用途である場合における当該非住宅部分を含む。）に係る申請のとき。

　　　(ア)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　８，０００円

　　　(イ)　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　１３，８００円

　　　(ウ)　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　２２，２００円

　　　(エ)　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　６６，１００円

　　　(オ)　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　１０４，０００円

　　　(カ)　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　１３２，０００円

　　エ　一戸建て住宅以外の建築物のうち非住宅部分の用途が工場等のみの場合以外の非住宅部分に係る申請のとき。

　　　(ア)　モデル建物法によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　７１，６００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　９１，１００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　１１９，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　１９３，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　２５３，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　３０４，０００円

　　　(イ)　標準入力法等によるもの

　　　　ａ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル未満のもの　１８６，０００円

　　　　ｂ　当該部分の床面積の合計が３００平方メートル以上１，０００平方メートル未満のもの　２３４，０００円

　　　　ｃ　当該部分の床面積の合計が１，０００平方メートル以上２，０００平方メートル未満のもの　３０１，０００円

　　　　ｄ　当該部分の床面積の合計が２，０００平方メートル以上５，０００平方メートル未満のもの　４３０，０００円

　　　　ｅ　当該部分の床面積の合計が５，０００平方メートル以上１０，０００平方メートル未満のもの　５３１，０００円

　　　　ｆ　当該部分の床面積の合計が１０，０００平方メートルのもの　６２７，０００円

　　　付　則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

　（説明）構造規定等の審査を要する建築物の確認申請に対する審査等に係る手数料の額を改定するほか、建築物エネルギー消費性能適合性判定等に係る手数料を見直す必要がある。